平成25年 3 月29日 告示第53号

(目的)

第1条 この要領は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第72条第2項及び第97条第7項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について(平成18年10月17日老計発第1017001号(最終改正平成21年3月27日老計発第0327001号)厚生労働省老健局計画課長通知)の2の(3)の外部評価の実施回数を2年に1回とすること(以下「受審頻度緩和」という。)について、兵庫県の「地域密着型サービス第三者評価の実施について(指針)」及び「兵庫県地域密着型サービス第三者評価基準ガイドライン」に基づき、淡路市(以下「市」という。)が指定した指定小規模多機能型居宅介護事業者及び指定認知症対応型共同生活介護事業者等(以下「事業者」という。)に対し、受審頻度緩和を適用する場合の手続を定めることにより、外部評価(第三者評価)の円滑な実施に資することを目的とする。

(自己評価及び外部評価(第三者評価)の実施回数)

第2条 事業者は、少なくとも毎年1回以上は、自己評価及び外部評価(第三者評価)を実施するものとする。

(受審頻度緩和の申請)

- 第3条 事業者は、次項に定める要件を全て満たす事業所が、受審頻度緩和の適用を受けようとするときは、市長が別に定める期日までに、地域密着型サービス外部評価(第三者評価)受審頻度緩和認定申請書(様式第1号)に当該要件を満たすことを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 受審頻度緩和の適用を受けるための要件は、次のとおりとする。
 - (1) 過去に外部評価(第三者評価)を5年間継続して実施していること。ただし、過去5年間の間に受審頻度緩和の適用を受けているときは、2年に1度受審していることで2年継続して受審しているとみなす。
 - (2) 前号の規定により実施した「自己評価及び外部評価(第三者評価)結果」(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号。以下「省令」という。)別紙4の1又は兵庫県が公開する様式1)及び「目標達成計画」(省令別紙4の2又は兵庫県が公開する様式2-1)を、少なくとも直近3年間市に提出していること。
 - (3) 受審頻度緩和の適用を受ける年度の前年度において、事業者が運営推進会議を6回以上開催していること。
 - (4) 前号の運営推進会議において、市の職員又は地域包括支援センターの職員(以下「市職員等」という。)が含まれており、かつ、受審頻度緩和の適用を受ける年度の前年度において開催された 運営推進会議に市職員等が必ず出席していること。
 - (5) 第2号に掲げる「自己評価及び外部評価(第三者評価)結果」のうち、外部評価項目の2(事業所と地域とのつきあい) 3(運営推進会議を活かした取り組み) 4(市町との連携)及び6(兵庫県が公開する第三者評価項目の9)(運営に関する利用者、家族等意見の反映)の項目の実施状況が適切であること。

(受審頻度緩和の適用)

- 第4条 市長は、前条第1項の申請書の提出があった場合において、その内容を審査した結果、同条 第2項の要件を全て満たしているものと判断したときは、当該事業所について受審頻度緩和を適用 することができる。
- 2 市長は、受審頻度緩和を適用したときは、当該事業者に対し、地域密着型サービス外部評価(第三者評価)受審頻度緩和認定通知書(様式第2号)により通知するものとする。 (適用の取消し)
- 第5条 市長は、受審頻度緩和を適用した事業所について、第3条第2項に規定する要件のうち、いずれかの要件を満たさない事実を確認した場合において、受審頻度緩和の適用を取り消すべきと判断したときは、当該受審頻度緩和の適用を取り消すことができる。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。